

蔵計第291号
平成7年2月24日

運営規則の協議事項について

国家公務員等共済組合法第11条第2項の規定により、組合の代表者は、運営規則を変更する場合は、あらかじめ財務大臣に協議することとされているが、定款の変更の際生じる条、項等の移動のためのみの運営規則の変更については、届出をもって協議にかえるものとする。